

答 申 第 2 4 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 3 月 1 0 日付け鎌政第 3 1 9 号で諮問のあった下記の事  
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する異  
議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による行政文書公開請求（別表1）に対して実施機関鎌倉市長が行った行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分（別表2）は、妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成25年12月5日、同年同月9日、同年同月25日及び同年同月27日付けで別表1に掲げる請求内容の行政文書を鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書公開請求を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、別表1に掲げる請求に対し、平成25年12月19日、平成26年1月9日、同年同月10日及び同年同月20日付けで、行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分（以下、別表2記載の処分内容をまとめて「本件各処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、別表2に掲げる本件各処分に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき異議申立てを行った。

なお、異議申立ては、同一人によるもので、いずれも実施機関を同じくし、また、本件各処分は、自治体運営型通信販売サイト構築運営事業に関するものであることから、これらを併合し、平成26年3月10日付け鎌政第319号で、条例第17条の規定により、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

本件においては、異議申立人から意見書の提出及び意見陳述を行わない旨の申し出があったため、異議申立書に基づき審議を行った。

ア 別表 2 決定アに対する理由

実施機関は、「今回公開する行政文書以外に、価格交渉に関する行政文書は存在しません」とし、行政文書一部公開決定処分としているが、価格交渉の有無およびその理由について、行政文書として記録しなければならないものではなく、鎌倉市行政文書管理規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に随したきわめて不適切な事務処理である。

イ 別表 2 決定イに対する理由

実施機関は、「今後、受託者から提出されることを予定しておりますが、現時点では、行政文書としては存在しません」とし、行政文書不存在決定処分としているが、自治体運営型通信販売サイト構築運営事業（以下「本事業」という。）は、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金（以下「補助金」という。）を用いた事業であるから、本事業を進めていく上での経緯が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に随したきわめて不適切な事務処理である。さらに、鎌倉市議会平成 25 年 12 月定例会（同年同月 9 日）の一般質問において、実施機関は「勤務日報は作成する」と答弁していることから、勤務日報は作成されることが想定できるが、行政文書不存在決定理由の「今後」とはいつなのか、及び「予定しております」とは何を根拠に予定しているとするのか、という 2 点の根拠となる行政文書が示されておらず、行政文書不存在決定理由としては、はなはだ具体性及び正確性を欠き、

安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。

ウ 別表 2 決定ウに対する理由

実施機関は、「請求に係る行政文書は作成していないため、物理的に存在しません」とし、行政文書不存在決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であるから本事業を進めていく上での経緯が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。

エ 別表 2 決定エに対する理由

実施機関は、「請求のありました内容について作成された行政文書は、存在しません」とし、行政文書不存在決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であるから本事業を進めていく上での経緯が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。なお、鎌倉市指令管第 3 1 号で公開された発着信履歴から、本事業の関係者と電話により通話していたことが確認できるが、この通話内容を行政文書として残さなくてよいとする同規則ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断ははなはだ疑問である。

オ 別表 2 決定オに対する理由

実施機関は、「平成 2 5 年 3 月 8 日の F B 良品打ち合わせに関する議事録は作成されていないことから、物理的に存在しません。また資料文書を特定できない」とし、行政文書不存在決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であるから本事業を進めていく上での経緯を示す議事録が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断

は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。また、実施機関は、文書受領日を管理していないことが多数みられ、今回の請求においても「資料文書を特定できない」と行政文書が存在しない理由とすることは、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。

カ 別表 2 決定カに対する理由

実施機関は、「議事録は作成されていないことから、物理的に存在せず、また、資料文書は提出されていない」とし、行政文書不存在決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であるから本事業を進めていく上での経緯を示す議事録が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。また、実施機関が文書受領日を管理していないことが多数みられ、今回の請求においても「資料文書は提出されていません。」と行政文書が存在しない理由を述べるが信頼できない。

キ 別表 2 決定キに対する理由

実施機関は、「本件随意契約協議に関する議事録は作成されていません」とし、行政文書一部公開決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であるから本事業を進めていく上での経緯を示す議事録が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと言わざるを得ず、安易な事務処理に堕したきわめて不適切な事務処理である。また、実施機関は、請求内容を理解できていないとしか考え

られない外的な行政文書の公開を多々行っており、情報公開制度自体を全く理解していない疑いが濃い。

ク 別表 2 決定クに対する理由

実施機関は、「請求に係る行政文書については、作成されていないことから物理的に存在しません」とし、行政文書不存在決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であり、平成 25 年 10 月から同年 12 月に掛けて開催された総務常任委員会協議会において、「FB 良品から JAPAN satisfaction guaranteed に契約先企業連合が変わった」ことにつき、実施機関が答弁をしていることから、請求内容を行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと云わざるを得ず、安易な事務処理に墮したきわめて不適切な事務処理である。さらに、付記すれば、請求内容について、平成 25 年 10 月から同年 12 月に掛けて開催された総務常任委員会協議会において、実施機関が答弁しながら、「行政文書が存在しない」とした行政事務は、虚偽公文書作成罪及び偽造公文書等行使罪を構成しうるものとする。

ケ 別表 2 決定ケに対する理由

実施機関は、「請求に係る行政文書については、鎌倉市指令政第 13 号で一部公開しました行政文書に含まれている打合せ資料以外には、存在しません」とし、行政文書不存在決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であり本事業を進めていく上での経緯を示す契約相手との打ち合わせ議事録が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第 3 条第 1 項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと云わざるを得ず、安易な事務処理に墮したきわめて不適切な事務処理である。

コ 別表 2 決定コに対する理由

実施機関は、「このことについて作成された行政文書は、存在しません」とし行政文書不存決定処分としているが、本事業は補助金を用いた事業であり本事業を進めていく上での経緯を示す議事録が、行政文書として記録しなければならないものではなく、規則第3条第1項ただし書にいう「軽易な場合」に該当するとの判断は、情報公開制度の本旨を理解しないばかりか、本件事務処理にあたっての行政文書管理の重要性についての認識が欠如したものと云わざるを得ず、安易な事務処理に墮したきわめて不適切な事務処理である。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定及び行政文書不存決定理由説明要旨

平成26年7月28日付けで提出された行政文書一部公開決定及び行政文書不存決定理由説明書並びに同年10月27日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存決定処分とした根拠は、次のとおりである。

#### (1) 別表2決定アの理由

随意契約により委託契約を結ぶ際には、価格の妥当性について検証をするが、その経緯についての文書は作成しておらず、本件請求対象文書は不存である。

#### (2) 別表2決定イの理由

勤務日報については、本事業の委託業務完了時に提出を求めるものであり、請求時点では、委託業務が完了しておらず受託先から勤務日報は提出されていないので不存である。

#### (3) 別表2決定ウの理由

J A P A N s a t i s f a c t i o n g u a r a n t e e d 運営協議会への参加については、加入が任意であったことから参加の是非は決定しておらず、「参加しないことを決定するに至った経緯を示す」行政文書は、作成しておらず不存である。

#### (4) 別表2決定エの理由

業務の中において、電話等については日常的に行われる業務のひとつであり、通常は担当者間の連絡・調整に使用することが多いことから、異議申立書記載の通話についても、作成しておらず

不存在である。

(5) 別表 2 決定オの理由

平成 25 年 3 月 8 日の面会については、事務手続き等の確認を行う打合せであり、軽微なやりとりであったため、議事録は作成しておらず不存在である。

(6) 別表 2 決定カの理由

平成 25 年 6 月 4 日の面会については、担当者間の挨拶が主な内容であったことから、議事録は作成しておらず不存在である。

(7) 別表 2 決定キの理由

随意契約協議については、随意契約にかかる協議依頼書に必要な資料を添付し、契約所管課と書面による協議により随意契約の妥当性について見解を求めるものであり、協議に係る議事録は通常作成しないことから不存在である。

(8) 別表 2 決定クの理由

契約先は、F & B ホールディングス企業連合であり、本市との委託契約締結前に契約先企業連合の内部に変更があったことに対するの確認は行っていないことから、請求対象文書は作成しておらず不存在である。

(9) 別表 2 決定ケの理由

別表 1 請求ケに記載の打合せについて、鎌倉市指令政第 13 号で公開した行政文書以外に、請求対象文書は作成しておらず不存在である。

(10) 別表 2 決定コの理由

武雄市が訴状を受理した日付を電話で確認したもので、請求対象文書は作成しておらず不存在である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人から提出された異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由並びに実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による処分理由説明を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本事業に係る行政文書である。実施機関は、別表 1 記載の請求ア及び請求キについては、法人の代表者印が条

例第6条第2号に該当するとして、当該部分を非公開とし、行政文書一部公開決定処分とした。また、請求イないし請求カ及び請求クないし請求コについては、行政文書不存在決定処分とした。

そこで、当審査会は、実施機関の行った本件各処分について、以下、検討する。

(2) 別表2決定アについて

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、代表者の印影を条例第6条第2号に該当するとして非公開としている。当該印影は公開することによりそれが偽造されて悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利利益を害するおそれが認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ウ 異議申立人は、一部公開された行政文書の他に、価格交渉に関する行政文書を作成しないことは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関によれば、随意契約により委託契約を結ぶ際には、価格の妥当性について検証をするが、その経緯についての文書は作成していないと主張する。

実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、一部公開した行政文書の他に、価格交渉に関する行政文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、一部公開した行政文書の他に、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(3) 別表2決定イについて

異議申立人は、勤務日報またはこれに類する行政文書を取得していないことは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関によれば、勤務日報またはこれに類する行政文書については、本事業の委託業務完了時に提出を求めるものであり、請求時点では、委託業務が完了しておらず受託先か

ら勤務日報またはこれに類する行政文書は提出されていないと主張する。

実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(4) 別表2決定ウについて

異議申立人は、J A P A N s a t i s f a c t i o n g u a r a n t e e d 運営協議会に入会しないことを決定するに至った経緯を示すすべての行政文書を作成しないことは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、入会が任意であったことから入会の是非は決定しておらず、入会しないことを決定するに至った経緯を示すすべての行政文書は作成していないと主張する。

審議にあたり、全国「J A P A N s a t i s f a c t i o n g u a r a n t e e d」運営協議会規約を見分したところ、第5条では、「協議会に入会することができる者は、サービスを導入している地方公共団体並びに団体等とする」と規定されており、当該協議会に入会することは任意であることが確認された。入会が任意である以上、「入会しないことを決定したすべての行政文書」が存在するとまではいえない。また、この点に関する異議申立人の意見は、本件請求対象文書の存在をうかがわせるような具体的な主張がなされているわけではない。実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(5) 別表2決定エについて

異議申立人は、実施機関が行った電話連絡等について、規則第3条第1項により職員は文書を作成しなくてはならず、行政文書を作成しないことは不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、業務における電話については日常的に行われる業務の一つであり、通常は担

当者間の連絡・調整に使用することが多いことから、文書を作成していないと主張する。

規則第3条第1項は「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」と規定しており、実施機関のあらゆる業務について記録等を作成することを求めているものではない。

本件のような電話による軽易な口頭でのやりとりについて、記録等を作成するか否かについては、当該業務を所管する実施機関において、その必要性を判断することが許されているといえる。

このことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(6) 別表2決定オについて

異議申立人は、平成25年3月8日に行われた面会議事録を含むすべての行政文書を作成しないことは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、平成25年3月8日の面会は事務手続き等の確認を行う打ち合せであり、軽微なやりとりであったため、面会議事録を含むすべての行政文書は作成していないと主張する。

実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、面会議事録を含むすべての行政文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(7) 別表2決定カについて

異議申立人は、平成25年6月4日に行われた武雄市職員との面会議事録を含むすべての行政文書を作成しないことは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、平成25年6月4日の面会については、担当者間の挨拶が主な内容であった

ことから、面会議事録を含むすべての行政文書は作成していないと主張する。

実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、面会議事録を含むすべての行政文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(8) 別表2決定キについて

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、代表者の印影を条例第6条第2号に該当するとして非公開としている。当該印影は公開することによりそれが偽造されて悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利利益を害するおそれが認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ウ 異議申立人は、実施機関が行った随意契約協議に係る事務について、規則第3条第1項により職員は文書を作成しなくてはならず、議事録を含むすべての行政文書を作成しないことは不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、随意契約協議については、随意契約にかかる協議依頼書に必要な資料を添付し、契約所管課と協議により随意契約の妥当性について見解を求めるものであり、協議に関する議事録は通常作成することはなく、一部公開した行政文書の他に、議事録を含むすべての行政文書は作成していないと主張する。

随意契約の手続きについては、契約所管課である契約検査課が作成し、庁内で用いられている「契約事務の手引き」において、一定の金額を超える随意契約については契約検査課との事前協議が必要であると定めている。実施機関はこの随意契約に係る事前協議の手続きについて、事前協議に係る決裁を行った際に用いた随意契約に係る協議依頼書及び添付資料（以下「協

議依頼書」という。)について一部公開決定処分を行い、これを公開しており、協議依頼書には実施機関及び契約主管課による随意契約協議の経緯及び結果が記されている。

このことから、異議申立人が請求した「随意契約協議で作成された議事録等を含むすべての文書(電磁的記録も含む)」には一部公開された協議依頼書が含まれるものと解される。

本件については、事務処理を進めるうえで、処理の内容を記録した協議依頼書が存在する以上、一部公開した行政文書の他に、議事録を含むすべての行政文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(9) 別表2決定クについて

異議申立人は、FB良品から J A P A N s a t i s f a c t i o n g u a r a n t e e d に契約先企業連合が変わったことを知った年月日及び部署が分かる行政文書を作成しないことは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、契約先は、F & Bホールディングス企業連合であり、本市との委託契約締結前に契約先企業連合の内部に変更があったことに対するの確認は行っていないが、事業名称が平成25年9月4日付けでFB良品から J A P A N s a t i s f a c t i o n g u a r a n t e e d に変更したことについては、口頭で確認したため当該変更日を知り得た日について記録した行政文書は作成していないと主張する。

このことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(10) 別表2決定ケについて

異議申立人は、特定日に行われた議事録を含むすべての行政文書について、鎌倉市指令政第13号で一部公開した行政文書以外

には存在せず、行政文書不存在決定処分とすることは、不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、本件請求対象文書は、平成25年12月2日付け鎌倉市指令政第13号で一部公開した行政文書に包含されており、また、本件行政文書公開請求書には、「なお、鎌倉市指令政第13号で開示したものを除く」と記載してあることから、鎌倉市指令政第13号で公開した行政文書以外に、本件請求対象文書は作成していないと主張する。

このことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(11) 別表2決定コについて

異議申立人は、実施機関作成による資料に「平成25年10月11日、訴状の内容を確認（武雄市）」と記載があることから、鎌倉市が当該事象を確認した経緯を示すすべての行政文書について公開請求を行ったが、行政文書不存在とすることは不適切な事務処理であると主張する。

これに対して、実施機関の説明によると、武雄市が訴状を受理した日付は電話で確認したため、本件請求対象文書は作成していないと主張する。

規則第3条第1項は「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」と規定しており、実施機関のあらゆる業務について記録等を作成することを求めているものではない。

本件のような電話による軽易な口頭でのやりとりについて、記録等を作成するか否かについては、当該業務を所管する実施機関において、その必要性を判断することが許されているといえる。

このことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明には、特段の不自然さや不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理

的に存在することは確認できなかった。

以上から「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

## 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 5 / 1 2 / 5	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 9	
1 2 / 2 5	
1 2 / 2 7	
1 2 / 1 9	行政文書一部公開決定処分 (鎌倉市指令政第 2 6 号) 行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 2 8 号)
2 6 / 1 / 9	行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 4 2 号)
1 / 1 0	行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 4 3 号)
	行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 4 4 号)
	行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 4 5 号)
	行政文書一部公開決定処分 (鎌倉市指令政第 4 6 号)
	行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 4 7 号)
1 / 2 0	行政文書不存在決定処分 (鎌倉市指令政第 4 9 号)
1 / 2 5	異議申立書 1 0 件が提出される (担当課: 政策創造担当) (26.2.13 受理)
1 / 2 6	
3 / 1 0	審査会に対し諮問
3 / 1 3	実施機関に対し、行政文書一部公開決定及び不存在決定理由説明書の提出要請
5 / 2 6	第 5 4 回 審査会で概要報告
7 / 2 8	行政文書一部公開決定及び不存在決定理由説明書を受 理
8 / 7	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定及び不存在決 定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
9 / 2 2	異議申立人から意見書の提出辞退連絡
1 0 / 2 7	第 5 8 回 審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 1 / 1 8	第 5 9 回 審査会で審議
1 1 / 1 8	答申

(別表 1)

分類	請求日付	請求内容
請求ア	25.12.5	「自治体運営型通信販売サイト構築運營業務委託契約書」について、総務部より価格交渉を行うことを勧められている（鎌倉市議会平成 25 年 12 月定例会総務部長が答弁より）が、価格交渉を行ったことを示すすべての文書、または価格交渉を行わなかったことを示すすべての文書。価格交渉を行わなかった場合には行わなかった理由が分かるすべての文書
請求イ	25.12.9	鎌倉市議会平成 25 年 12 月定例会（同年同月 9 日）の一般質問で、渡邊昌一郎議員による「鎌倉 sg では勤務日報を作らせるのか？」との質問に対し、政策創造担当比留間彰部長が「作る」と答弁したことから、鎌倉 sg に関する勤務日報のすべて。なお、勤務日報は例であり、これに類するものすべてを含み鎌倉 sg「自治体運営型通信販売サイト構築運營業務」と読み替えてもよい
請求ウ	25.12.25	鎌倉市指令政第 16 号行政文書不存在決定通知書にて、鎌倉市が全国 JAPAN satisfaction guaranteed 運営協議会に参加していないことが通知されたので、参加しないことを決定するに至った経緯を示すすべての文書
請求エ	25.12.27	市民活動課、経営企画部、および政策創造担当で、次に例示する人物と平成 25 年 12 月 1 日以降に接触したことが分かるすべての文書。なお、電磁的記録、電話の受送信履歴も含む。株式会社 SIIIS 代表取締役杉山隆志、同社取締役宮田正秀、同社取締役喜多伸夫、同社取締役栗原傑享、同社取締役岩尾昌則、satisfaction guaranteed 代表取締役 CEO 佐藤俊介、satisfaction guaranteed 代表取締役社長 COO 富樫忠幸、武雄市市長樋渡啓祐、武雄市職員古賀敬弘、武雄市職員岸川杏子、その他の武雄市職員
請求オ	25.12.27	平成 25 年 3 月 8 日に行われた「FB 良品打ち合わせ」で用いられた議事録を含むすべての文書（電磁的記録も含む）
請求カ	25.12.27	平成 25 年 6 月 4 日に、武雄市職員古賀および外川との面会の場で作成された議事録等を含むすべての文書（電磁的記録も含む）
請求キ	25.12.27	平成 25 年 8 月 29 日に行われた「随意契約協議」で作成された議事録等を含むすべての文書（電磁的記録も含む）
請求ク	25.12.27	FB 良品から JAPAN satisfaction guaranteed に契約先企業連合が変わったことを知った年月日および部署が分かる文書（電磁的記録も含む）
請求ケ	25.12.27	平成 25 年 9 月 26 日、同年 9 月 20 日、同年 10 月 3 日、同年同月 11 日、同年同月 21 日、および同年同月 29 日に行われた「鎌倉 sg 打ち合わせ」に関する議事録等を含むすべての文書（電磁的記録も含む）なお、鎌倉市指令政 13 号で開示したものを除く
請求コ	25.12.27	「平成 25 年 11 月 19 日 総務常任委員会 資料 自治体運営型通販サイトに係る事務経過一覧」に「平成 25 年 10 月 11 日に武雄市が訴状を確認」とあるが、鎌倉市が当該事象を確認した経緯を示すすべての文書

(別表 2)

分類	別表 1 に対応する請求内容	決定日	文書番号	決定内容
決定ア	請求ア	25.12.19	鎌倉市指令政第 26 号	行政文書一部公開決定
決定イ	請求イ	25.12.19	鎌倉市指令政第 28 号	行政文書不存在決定
決定ウ	請求ウ	26.1.9	鎌倉市指令政第 42 号	行政文書不存在決定
決定エ	請求エ	26.1.10	鎌倉市指令政第 43 号	行政文書不存在決定
決定オ	請求オ	26.1.10	鎌倉市指令政第 44 号	行政文書不存在決定
決定カ	請求カ	26.1.10	鎌倉市指令政第 45 号	行政文書不存在決定
決定キ	請求キ	26.1.10	鎌倉市指令政第 46 号	行政文書一部公開決定
決定ク	請求ク	26.1.10	鎌倉市指令政第 47 号	行政文書不存在決定
決定ケ	請求ケ	26.1.10	鎌倉市指令政第 49 号	行政文書不存在決定
決定コ	請求コ	26.1.20	鎌倉市指令政第 52 号	行政文書不存在決定